

## 議第八十六号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の下に「（以下この項において「法」という。）」を加え、「一般財団法人保安通信協会」を「法第二十条第五項の規定により同項に規定する試験事務を行わせることとした者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。